

豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務に係る
プロポーザル実施要領

この要領は、上記業務の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務
- (2) 業務目的 臨床検査の品質向上と信頼性の確保を図るため、品質管理システムを構築し、国際標準規格 IS015189（臨床検査室-品質と能力に関する特定要求事項）について知見を有する者から指導を受け、同認定取得の受審を完了することを目的とする。
- (3) 業務場所 豊川市八幡町野路23番地
- (4) 業務内容 「豊川市民病院IS015189認定取得支援業務に係るプロポーザル基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- (6) 予算概要 上限額は5,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法及びその理由
公募型
目的達成のために最適な受託者を選定できるため
- (2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果
企画提案書の提出内容を審査することにより、見積金額だけでなく、受託者のノウハウ、専門的な知見の高さや指導体制等について、総合的、客観的に判断し、特定することができるため

3 参加資格（企画提案書提出者に要求する資格）

- (1) 仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札参加資格を有しない場合は、競争入札に参加できる者であることを証する書類として豊川市病院事業管理者が認めるものを参加表明書に添付して提出すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 病床数500床以上の独立行政法人国立病院機構、国立・公立大学法人が設置する病院又は公的医療機関（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）で ISO15189認定取得支援業務を受注し、委託者に認定を取得させた実績があること。
- (8) 当院が導入する文書管理システム「Lab' Q」を用いて ISO15189認定取得支援業務を行えること。

4 プロポーザルに関する手続等

(1) 事務局

〒442-8561 愛知県豊川市八幡町野路23番地
 豊川市民病院 事務局 庶務課 担当：堀内、平松
 電話 (0533) 86-1111 (代表) 内線：3119
 ホームページアドレス <http://www.toyokawa-ch-aichi.jp/>
 電子メールアドレス syomu@toyokawa-ch-aichi.jp
 執務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）

(2) スケジュール

| 日 程 | 項 目 |
|----------------------|---------------|
| 令和6年7月8日（月）～7月29日（月） | ・公募期間・関係書類の交付 |
| 令和6年7月29日（月） | ・参加表明書の提出期限 |
| 令和6年8月5日（月） | ・参加許可通知送付 |
| 令和6年8月13日（火） | ・質問書提出期限 |
| 令和6年8月19日（月） | ・質問書に対する回答 |
| 令和6年8月26日（月） | ・企画提案書等の提出期限 |
| 令和6年8月30日（金） | ・プレゼンテーション実施日 |
| 令和6年9月6日（金） | ・選定審査の結果通知、公表 |

※プロポーザル終了後のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。

| 日 程 | 項 目 |
|----------------------|---------------------|
| 令和6年9月9日（月）～9月13日（金） | ・委託内容の調整 ・委託契約締結 |
| 令和6年10月1日 | ・業務開始 |

(3) 豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務に係るプロポーザル実施要領等の
交付

ア 交付期間

令和6年7月8日(月)から7月29日(月)まで

イ 交付方法

豊川市民病院ホームページ <https://www.toyokawa-ch-aichi.jp/>の「新着情報」からダウンロードすること。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出書類

① 参加表明書(様式1)

② 会社概要(様式2)

③ プロポーザル参加資格に係る事項調査書(様式3)

④ IS015189認定取得支援業務実績一覧(様式4)

⑤ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類(3ヶ月以内発行のもの。コピー可)

⑥ 直近の財務諸表等

⑦ 提案するIS015189認定取得支援業務のパンフレット等

イ 提出期限

令和6年7月29日(月)午後5時必着

ウ 提出先

豊川市民病院庶務課

エ 提出方法

上記提出先に持参又は郵送(書留郵便)とする。なお、上記提出期限に留意すること。

オ 参加許可通知

参加許可通知は、令和6年8月5日(月)までに、参加表明書(様式1)に記載された担当者に電子メールで通知する。

(5) 本プロポーザルに関する質問及び回答

ア 質問書の作成

質問書(様式5)により作成する。

イ 提出期限

令和6年8月13日(火)午後5時必着

ウ 提出先

庶務課電子メールアドレス宛に提出し、メール件名は次のとおりとする。
なお、送信確認として、豊川市民病院庶務課担当者へ電話連絡すること。

メールアドレス：syomu@toyokawa-ch-aichi.jp

件名：【事務所等の名称】豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務（質問書）

エ 提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる理由であっても回答しない。

オ 回答方法

提出された質問書は、令和6年8月19日（月）までに、参加表明書提出者全員に対し、電子メールで回答する。ただし、内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断した場合は、質問者のみに回答する。

（6）企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書

② 提案見積書

「豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づいて作成すること。

イ 提出期限

令和6年8月26日（月）午後5時必着

ウ 提出先

豊川市民病院庶務課

エ 提出方法

上記提出先に持参又は郵送（書留郵便）とする。なお、上記提出期限に留意すること。

（7）企画提案書等の提出書類に関する質問及び注意点

提出された書類の内容について、当院より問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

ア 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

イ 公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵に因るものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

5 受託者の特定

（1）評価基準

「豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務に係るプロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）により評価する。

（2）評価体制

審査は、「豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務に係る受託者選定委員

会」(以下「選定委員会」という。)及び事務局が行う。

(3) 評価方法、優先交渉権者の選定

ア 評価基準に基づき、企画提案書の内容等を審査するとともに、プレゼンテーションを実施して評価する。

イ 選定委員会は、企画提案書を慎重に審査した上で、最も優れた者を当該業務における優先交渉権者として選考する。

ウ 優先交渉権者との調整が整わず契約に至らなかった場合には、次点交渉権者と交渉を行う。

エ 合計点数が同点の場合には、企画点の高い提案事業者を優先交渉権者とする。

(4) プレゼンテーションの概要

ア 実施日時

令和6年8月30日(金)

イ 場所

豊川市民病院内会議室

ウ 説明時間等

① 説明時間30分、質問時間20分

② 詳細な日時及び場所は、後日、提案事業者に別途連絡する。

③ 開始時間前5分間を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。

④ 質問に関しては20分以内で終了する場合がある。

エ 注意事項

① プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容(文章、図、表、画像、スケッチ等)を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書に記載された内容(文章、図、表、画像、スケッチ等)の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。なお、会社名および会社名が類推できる文言、ロゴマーク等は記載しないこと。

② 企画提案書の内容の範囲内であれば、プロジェクター等を使用した画像での説明も可能とする。この場合においてプロジェクター及びスクリーンを除く機材等は、提案事業者が準備すること。

③ 資料の差し替え、追加は認めない。ただし、「豊川市民病院 ISO15189 認定取得支援業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領Ⅲ(2)の記載に基づき、「規格解説書等の資料」「テンプレート」の一部をサンプルとして提示する場合は、当該サンプルの提示に限り、追加を認める。

④ プレゼンテーションの提案事業者側の出席者総数は3名以内とする。出席者については、名刺の提示を求める。

⑤ プレゼンテーションは、本業務受託決定後のプロジェクトマネージャーが説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りでない。

⑥ プロジェクター及びスクリーン以外の機材は当院で用意しないため、提案事業者が用意し、セッティングすること。

⑦ プレゼンテーションの内容は、録音する。

(5) 審査結果

ア 審査結果については、提案事業者にも文書で通知するとともに、当院のホームページにて公表する。

イ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。また、審査結果に関する質問には回答をしない。

6 契約

当院は、本プロポーザルの受託者（優先交渉権者）に選定された者に対し、本業務の予算額の範囲内において契約内容について交渉し、両者合意に至ったときは、豊川市民病院 IS015189認定取得支援業務の委託を随意契約により締結する。

なお、優先交渉権者との交渉が成立しなかった場合は、次点交渉権者と同様の交渉を行う。交渉不成立時に交渉相手側に損害が生じても、当院は一切の責を負わないものとする。

7 その他留意事項

(1) 参加者が、次の事項に該当する場合は、失格とする。

ア 本案件に関し、公告後、選定委員会及び評価対象部署と当該案件に関して接触した者又は接触を求めた場合（ただし、別の契約案件に伴う調整等により接触する場合は、この限りでない。）

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 企画提案書提出後、参加資格要件を満たさない者であることが判明した場合

エ その他実施要領等に適合しないと判明した場合

(2) 参加表明書、企画提案書等の作成・提出等に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) 提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申し立てを行うことはできない。

(4) 提出された参加表明書等は、受託者の特定以外の目的では使用しない。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず当院の所有とし、組織内でコピー・配布を行うものとする。また、提出された企画提案書等の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。

(6) 提出期限以降における参加表明書等の差替え及び再提出は認めない。

(7) 提案事業者は、1つの提案しかできない。